

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		社会福祉事業の経営者に対する改善命令
根拠条例・規則等名		社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
条 項		第 71 条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 生活福祉課（電話：048-829-1844）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	法第 6 8 条の 5 第 1 項に規定する社会福祉住居施設の基準に適合しないと認められるに至ったときは、社会福祉事業を営む者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
	設定等年月日	昭和 26 年 10 月 1 日設定 令和 2 年 4 月 1 日最終改正
備 考		法第 6 8 条の 5 第 1 項に規定する社会福祉住居施設の基準は、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例において規定している。